

令和3年12月10日

松江キャンパス協定留学（派遣）のガイドライン

協定留学（派遣）については、留学の教育効果と渡航時のリスクなどを総合的に考慮しながら、学生の安全確保を最優先に考えて実施の可能性を慎重に探っていくこととし、大学間の交流協定に基づく協力体制がある派遣先に限り、以下に記す渡航の条件及び判断基準を満たす場合に渡航を認めることとします。

<対象となる留学>

- 島根県立大学学則第25条に係る協定留学

<渡航の条件>

- 協定留学先の外務省海外安全情報の危険レベルが「レベル1以下」であること。
- 協定留学先の外務省感染症危険レベルが原則「レベル1以下」であること。但し、新型コロナウイルス感染症の影響による「レベル2」の場合、渡航までにワクチン接種を済ませ、抗体のできるまでの期間を満了する場合は、派遣の可否を大学が個別に判断をする。

<個別の判断基準>

- 学生本人及び保証人（保護者）が渡航を強く希望していること。
- 渡航先で入国に際しての隔離等政府の定める措置や条件が明確に示されており、その措置をとれる環境が確保されていること。
- 渡航先で日本からの入国制限がなく、渡航に支障がないこと。
- 渡航先の医療体制が十分に整っており、受診が可能であること。
- 協定校が留学生の受け入れを実施しており、感染予防対策や感染した場合の支援体制が十分に整っていること。
- 協定校が対面授業を実施していること。

以上